

一般社団法人文教夢倶楽部 定款

平成 26 年 3 月 18 日 制 定
令和 2 年 6 月 7 日 一部改正
令和 4 年 4 月 30 日 一部改正
令和 5 年 3 月 26 日 一部改正

第 1 章 総 則

(名 称)

第 1 条 この法人は、一般社団法人文教夢倶楽部（以下「本会」という。）と称する。

(事務所)

第 2 条 本会は、主たる事務所を宮城県名取市に置く。

2 本会は、従たる事務所を置くことができる。

第 2 章 目的及び事業

(目 的)

第 3 条 本会は、教育、科学技術・学術、スポーツ、文化に関心を有する者が相集い、高齢化社会においてその知見、体験等を生かし、グローバルな視点を以て人類の福祉向上に貢献することを目的とする。

(事 業)

第 4 条 本会は、前条の目的を達成するために、次の事業を行う。

- (1) 文教政策に関する調査研究、情報誌の発行、書籍の出版その他質の高い情報の普及
- (2) 教育、科学技術・学術、スポーツ、文化、国際協力に関する活動を行う個人または団体に対する支援
- (3) その他本会の目的達成に必要な事業

2 前項の事業は、本邦及び海外において行うものとする。

第 3 章 会 員

(法人の構成員)

第 5 条 本会には、次の会員を置き、正会員をもって一般社団法人及び一般財団法人に関する法律（以下「法人法」という。）上の社員とする。

- (1) 正会員 本会の目的に賛同して入会した個人
- (2) 賛助会員 本会の目的に賛同し、本会の事業を支援するために入会した者

(入 会)

第 6 条 本会の会員として入会しようとする者は、すべての理事の承認を受けなければならない。

(入会金及び会費)

第7条 会員は、社員総会において別に定める入会金及び会費を納入しなければならない。
(任意退会)

第8条 会員は、任意にいつでも退会することができる。
(除名)

第9条 会員が次のいずれかに該当するに至ったときは、社員総会の決議によって当該会員を除名することができる。

- (1) 定款その他の規則に違反したとき
 - (2) 本会の名誉を毀損し、又は目的に反する行為をしたとき
 - (3) その他の正当な事由があるとき
- (会員の資格喪失)

第10条 前2条の場合のほか、会員は次のいずれかに該当するときは、その資格を失う。

- (1) 正会員が正当な理由なく会費を2年以上滞納したとき
 - (2) 総正会員の同意があったとき
 - (3) 死亡し又は失踪宣告を受けたとき
- (抛出金品の不返還)

第11条 本会は、会員がその資格を喪失しても、既に納入した入会金、会費及びその他の抛出金品は、返還しない。

第4章 社員総会

(構成)

第12条 社員総会は、すべての正会員をもって構成する。

(開催)

第13条 本会の社員総会は、定例総会及び臨時総会の2種とし、定例総会は、毎事業年度終了後3か月以内に開催し、臨時総会は必要がある場合に開催する。

(招集)

第14条 社員総会は、法令に別段の定めがある場合を除き、理事長が招集する。

2 総正会員の議決権の5分の1以上の議決権を有する正会員は、理事長に対し、社員総会の目的である事項及び招集の理由を示して、社員総会の招集を請求することができる。

3 理事長は、前項の規定による請求があったときは、その日から30日以内の日を総会の日とする臨時総会の招集の通知を発しなければならない。

(議長)

第15条 社員総会の議長は、理事長がこれに当たる。

(議決権)

第16条 社員総会における議決権は、正会員1名につき1個とする。

(決議)

第17条 社員総会の決議は、法令又は本定款に別段の定めがある場合を除き、出席正会員

の議決権の過半数をもって行う。

2 前項の規定にかかわらず、次の決議は、総正会員の半数以上であって、総正会員の議決権の3分の2以上に当たる多数をもって行う。

- (1) 正会員の除名
- (2) 定款の変更
- (3) 解散
- (4) その他法令で定められた事項
(書面による議決権の行使及び議決権の代理行使)

第18条 社員総会に出席することができない正会員は、あらかじめ通知された事項について、書面をもって表決し、又は委任状その他の代理権を証明する書面を理事長に提出して、他の正会員を代理人として表決を委任することができる。この場合において、前条の規定の適用については、その正会員は出席したものとみなす。

(決議及び報告の省略)

第19条 理事又は正会員が社員総会の目的である事項について提案をした場合において、当該提案につき正会員の全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたときは、当該提案を可決する旨の社員総会の決議があったものとみなす。

(議事録)

第20条 社員総会の議事については、法令の定めるところにより、議事録を作成する。

2 議長及び出席した理事のうち1名が前項の議事録に署名又は記名押印する。

第5章 役員

(役員)

第21条 本会に、次の役員を置く。

- (1) 理事 1名以上10名以内
- (2) 監事 2名以内

2 理事のうち、1名を代表理事とし、代表理事を持って理事長とする。

3 理事のうち、副理事長、専務理事及び常務理事各若干名を置くことができる。

(選任)

第22条 理事及び監事は、社員総会の決議によって選任する。

2 理事長、副理事長、専務理事、及び常務理事は、理事の互選によって選定する。

(理事の職務及び権限)

第23条 理事長は、法令及びこの定款の定めるところにより本会を代表し、その業務を執行する。

2 副理事長は、理事長を補佐し、理事長に事故あるとき又は理事長が欠けたときはその職務を代行する。

3 専務理事は、理事長及び副理事長を補佐し、業務を統括する。

4 常務理事は、その担当業務を分担処理し、専務理事に事故があるとき又は欠けたときは、あらかじめ定めた順位によりその職務を代行する。

5 理事は、法令及びこの定款で定めるところにより、職務を執行する。

6 理事長及び業務を執行する理事は、毎事業年度に4か月を超える間隔で2回以上、自己の職務の執行の状況を理事長（理事長については理事長以外のすべての理事）に報告しなければならない。

（監事の職務及び権限）

第24条 監事は、理事の職務の執行を監査し、法令の定めるところにより、監査報告を作成する。

2 監事は、いつでも理事及び職員に対して事業の報告を求め、本会の業務及び財産の状況の調査をすることができる。

（役員任期）

第25条 理事の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち、最終のものに関する定例総会の終結のときまでとする。

2 監事の任期は、選任後4年以内に終了する事業年度のうち、最終のものに関する定例総会の終結のときまでとする。

3 補欠として選任された理事又は監事の任期は、前任者の任期の満了するときまでとする。

4 理事又は監事は、第21条第1項に定める定数に足りなくなるときは、辞任又は任期が満了した場合においても、後任者が就任するまでは、なお理事又は監事としての権利義務を有する。

（役員解任）

第26条 理事及び監事は、社員総会の決議によって解任することができる。

（報酬等）

第27条 理事及び監事の報酬その他の職務執行の対価として本会から受ける財産上の利益については、社員総会の決議をもって定める。

第6章 顧問等

（顧問等）

第28条 本会に名誉会長、顧問その他の職（以下「顧問等」という。）を置くことができる。

2 顧問等は、すべての理事の同意を得て理事長が委嘱する。

3 顧問等は、本会の運営や活動に関して、理事長の諮問に応え、理事長に対し、意見を述べることができる。

4 顧問等の報酬については、第27条の規定（報酬等）を準用する。"

第7章 資産及び会計

(事業年度)

第 29 条 本会の事業年度は、毎年 4 月 1 日から翌年 3 月 31 日までとする。

(事業計画及び収支予算)

第 30 条 本会の事業計画及び収支予算は、毎事業年度の開始の日の前日までに理事長が作成し、理事の同意を得て社員総会の承認を受けなければならない。これを変更する場合も同様とする。

(事業報告及び決算)

第 31 条 本会の事業報告及び決算については、毎事業年度終了後 3 箇月以内に、理事長が次の書類を作成し、監事の監査を受けた上で、定例総会に提出し、第 1 号の書類については、その内容を報告し、第 2 号の書類については、承認を受けなければならない。

(1) 事業報告及びその附属明細書

(2) 貸借対照表及び損益計算書並びにこれらの附属明細書

(剰余金の分配の禁止)

第 32 条 本会は、剰余金の分配を行うことができない。

第 8 章 定款の変更及び解散

(定款の変更)

第 33 条 この定款は、社員総会の決議によって変更することができる。

(解 散)

第 34 条 本会は、社員総会の決議その他法令で定められた事由により解散する。

(残余財産の帰属)

第 35 条 本会が清算をする場合において有する残余財産は、社員総会の決議を経て、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律第 5 条第 17 号に掲げる法人又は国若しくは地方公共団体に贈与するものとする。

第 9 章 補 則

(公告の方法)

第 36 条 この法人の公告は、電子公告により行う。

2 事故その他やむを得ない事由によって前項の電子公告をすることができない場合は、東京都において発行する日本経済新聞に掲載する方法による。

(運営会議、事務局及び研究所)

第 37 条 本会に本会の運営に関する事項を審議するため運営会議を置く。

2 本会に事務を処理するため事務局及び研究所を置く。

3 事務局及び研究所には所要の職員を置く "

(実施細則)

第 38 条 この定款の実施に関して必要な事項は、理事の同意を得て理事長が別に定める。

附 則

1 本会の設立時理事，設立時代表理事及び設立時監事は次のとおりとする。

設立時理事 木曾功，合田隆史，渡辺一雄

設立時代表理事 木曾功

設立時監事 太田慎一

2 設立時社員の氏名及び住所は，次のとおりである。

合田隆史 宮城県名取市ゆりが丘四丁目8番地の3

渡辺一雄 東京都江戸川区南葛西1丁目3番17-603号

本木章喜 東京都江東区大島9丁目1番12-1307号

3 第36条の規定にかかわらず，本会の設立初年度の事業年度は，設立の日から翌年度の3月31日までとする。

4. 本定款に定めのない事項は，すべて法人法その他の法令に従う。

附 則（令和2年6月7日）

この改正は，令和2年6月7日から施行する。

附 則（令和4年4月30日）

この改正は，令和4年4月1日から施行する。

附 則（令和5年3月26日）

この改正は，令和5年3月26日から施行する。